

調整給付金（不足）

調整給付金(不足金給付)とは？

以下の事情により、**当初調整給付***の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

- 1 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給します。

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」 > 「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額(当初給付額)」 < 「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

- 2 **個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方(=本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方)**に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給します。

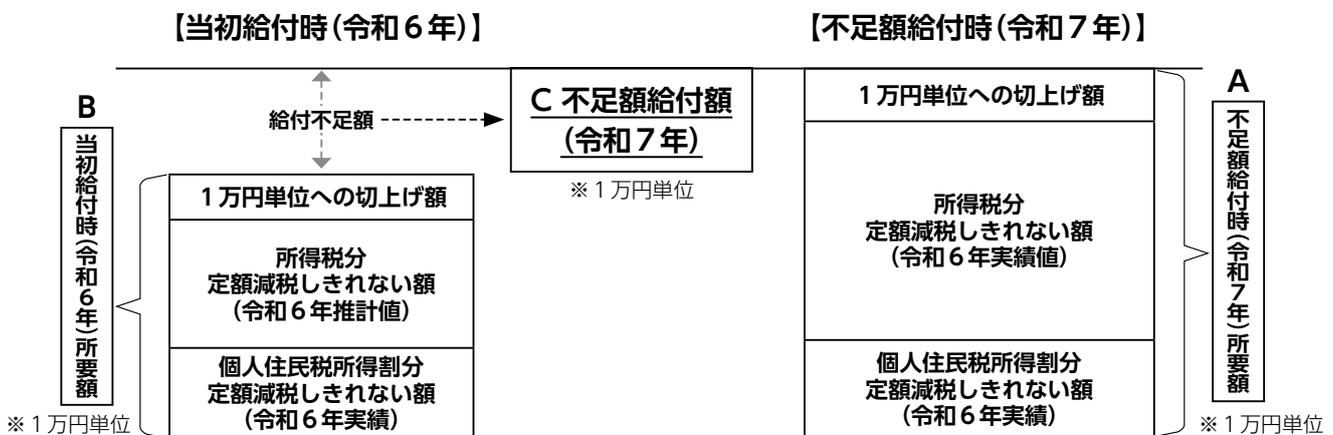
例

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
 - 合計所得金額48万円超の方
- ※昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金(当初調整給付)を支給しております。

イメージ

$$\begin{array}{ccc} \text{不足額給付時} & & \text{当初給付時} & & \text{調整給付金} \\ \text{調整給付所要額} & \text{—} & \text{調整給付所要額} & \text{—} & \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} & & \text{(令和6年)} & & \text{(令和7年)} \\ \text{A} & & \text{B} & & \text{C} \end{array}$$

※1万円単位



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

額 給 付) の ご 案 内

給付金の支給手続き

1 令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

①令和6年度、令和7年度の課税団体が日高町の場合

- 対象者には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付します。確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して返信してください。

②令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**申請書の郵送を希望する場合は、住民生活課までご連絡ください。
- 令和6年中に転出された方であって給付対象となる方は、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。税務課で申請内容を確認するためお時間をいただきます、ご了承ください。

2 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方

- 令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロの方(≡本人として定額減税対象外)
- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方
- 合計所得金額48万円超の方(≡扶養親族等としても定額減税対象外)
- 低所得世帯向け給付(令和5年非課税給付等、令和6年非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

○給付金を受け取るには、**申請が必要です。**

- 申請書に必要な資料を添えて、住民生活課までお願いします。
- 申請書の郵送を希望する場合は、住民生活課までご連絡ください。
- 税務課で申請内容を確認するためお時間をいただきます、ご了承ください。

【お問い合わせ先】 住民生活課(TEL: 63・3800)

健康運動教室のご案内

日高町では、介護予防事業として健康運動教室を開催しています。

9月から令和7年度第2回目の教室が始まります。

参加対象者は、**満年齢65歳以上**です。

申し込み期間：8月1日(金)～8月8日(金)

気功を中心に脚・腰の筋力強化や体力アップを図り、運動機能の低下を予防・改善します。

また、食生活のアドバイスやコグニサイズ(運動と認知トレーニングを同時に行う取組)も行います。

期 間：9月～11月(全12回) 毎週木曜日

午前9時～午後0時30分頃

場 所：メディカル&フィットネス・アクオ

(送迎あります)

定 員：18名程度(定員になり次第締め切ります)

内 容：気功とプールまたはジム

(コグニサイズ・栄養の講話を含む)

参加費：1回につき360円

**介護が必要な状態にならないために元気なうちから
積極的に介護予防事業に参加しましょう！**

【申し込み先・お問い合わせ先】 日高町地域包括支援センター(いきいき長寿課内)(TEL: 63・3807)



前回の運動教室の様子